

Ⅵ 公共的施設の統合整備と適正配置

Ⅵ

公共的施設の統合整備と適正配置

公共的施設の統合整備については、効率的な公共的施設の整備と運営を進めていく必要があることから、市民生活に不便を及ぼさないよう配慮して検討を行います。

その際、効率的な管理・運営はもとより、地域の特性やバランスと財政事情等を考慮していきます。

さらに、新たな公共的施設の整備についても、事業の効果や効率性について十分に議論を行うとともに、既存の公共的施設を可能な限り有効に活用するなど、効率的な整備に努めます。

また、合併以前の市役所、町村役場については、市民生活に密着した行政サービスの提供などを行う施設として存続、活用するとともに、情報通信ネットワークの整備・強化等により機能の充実を図ります。現在の各市町村の支所、出張所も、新市において出張所として存続します。



津市役所



久居市役所



河芸町役場



芸濃町役場



美里村役場



安濃町役場



香良洲町役場



一志町役場



白山町役場



美杉村役場